

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年(2015年)2月12日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 小川 喜三郎

定期監査結果

1 監査の期日および対象

平成27年1月中に次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
1月7日	議会事務局 農業委員会事務局 選挙管理委員会事務局 企画課 地域経営推進室
1月13日	都市計画課 景観・まちなみ保全室 市街地整備課
1月21日	まちづくり推進室 建築指導課 建築住宅課
1月28日	交通対策課 道路河川課 国・県事業対策室 建設管理課

2 監査の方法

各所属とも、平成26年度（平成26年11月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

建築住宅課の未収金対策については、一定の成果が見られるが、他市での取組み事例等を参考に、引き続き未収金の解消に努められたい。また、新たな未収金の発生をさせないよう納期限内納付の徹底を図られたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。